

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙・「みらい」
NO. 4114
20年12月25日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

2020年をふりかえる

おはようございます。

本紙「未来」は、本号が今年の最終号です。一年のご愛読に感謝申し上げます。

今年最大のニュースは新型コロナウイルスの世界的な爆発です。去年十二月に発症したコロナの患者数は、この冬の第三波で、患者数が約一億人を超える勢いです。百年に一度のパンデミックは、全球規模に及んでいます。

ウイルスや細菌による疫病や地震や台風などの自然災害は、地球上の国のありよう、政治や経済、そして社会とは無関係に起きますが、結果としてその形を変えることもあります。

歴史を見ると、百年前のスペイン風邪は、当時の世界の総人口の十五億人中のうち、一億人が死亡するほど、すさまじい大流行でした。当時は、第一次世界大戦中でしたが、この大流行で大戦の終結を早め、一時的とはいえ、帝国主義戦争から協調への時代転換、国際連盟の結成などをなしたともいわれます。

また、おから起きたロシア革命やドイツ革命で、当時のヨーロッパの多くを支配していたハプスブルク家・王朝帝国などが倒れ、王様の国家から市民の国家への転換（民族主義と近代の市民革命）を早めました。まさに世界の形をかえるほどの大転換を促したのが、スペイン風邪という

パンデミックだったのです。この歴史は特筆されます。今年の二番目の出来事ではアメリカ大統領選挙で、アメリカ第一主義（排外主義）のトランプが破れ、国際協調のバイデンが選出されたことです。また同じく自国第一主義



のイギリスでも、EU離脱を進めた内閣NO2が解任されました。これもコロナ禍のためともいわれますが、時代の大きな変化です。

しかし、バイデンのアメリカ経済でも株価は上昇を続け、バブルは流れを変えています。これでは格差と貧困を招いた新自由主義の経済が続くことを意味します。

それでは政治で新自由主義にくぎを刺したアメリカ国民の選択の意思は、次の目標で

ある経済政策の方向転換にはつなげていきませんし、今後はまだ不透明です。私たちは、対立と戦争に反対し、国際協調の下で、1%の富裕層が不当に富む租税回避（脱税）を変え、格差と貧困をなくし、働く人のための政治、経済の社会を目指すことです。

一方、国内に目を転じれば、トランプと盟友だった安部首相が辞職しました。見方によれば、コロナという危機の時代に、安倍自身が正しい方針を出せなかったことから、病気を口実に辞職したともみられます。

結果的に菅首相に交代しましたが、彼も期待が持てる政治ではなさそうです。それもこの間、安倍首相の悪政を官房長官として支えてきた人ですから、働く人（国民）のための政治を期待すること自体が無理なのです。

いずれにしてもコロナ禍が続き、政治や経済、社会の混乱の中に、次の秋までに総選挙が行われます。自公政権にNOを突きつけ、全野党の力で政権交代をなすことが、私たちの目標です。

さらに郵政ユニオンが全国的に提訴した労働契約法二十条裁判は、非正規の権利回復

という大きな目標がありました。が、六年間の裁判闘争の結果、最高裁が諸手当、休暇に關しては不合理な格差であり、違法であるとしましたが、基本賃金や賞与という格差の本丸は変えることができませんでした。

この裁判はまさに日本の司法も問われる最大の闘争でしたが、立法府の政治姿勢にも問題があります。公知のことですが、この労働契約法二十条は今年の四月に廃止され、パート法に移行されました。

安倍の働き方改革という目くらましに負けた結果ですが、正社員と非正規の不合理な格差は許されないと、という当たり前の法律を、自公の与党が不当にも変えるという許されない政治姿勢は、絶対に倒さなければなりません。

私たちは私たちの働き方改革という立場で、非正規の希望するすべての人を、正社員とすることで、日本社会の差別と格差を廃止することです。しかし、いま郵政がとっている賃金や労働条件の変更は、正社員の処遇引き下げによる「格差隠し」といえます。

これは、労働法二十条ができたときに厚労省が、指導文書の基で「この法の目的は非正規の処遇改善であり、正

社員のその引き下げではない」と明示していることから、郵政の裁判提訴後の処遇改善策は、法を法とも思わない、不遜な態度であると言わざるをえません。無論この会社と協調路線をとり、非正規の苦しみと痛みを感じきれない人たちも反省が必要です。

ギリシャ哲学の祖として、世界史に輝くソクラテスは、若者を扇動し、腐敗させたとして死刑判決を受け、牢獄で自死しました。彼は自らの正当性を確信していましたが、「法には従う」といったそうです。しかし、哲学という学問こそ、ときの権力や国家を批判するものだ、とする説（「法とは何か」長谷部恭男）もあり、これが社会を変えていく力でもあるのです。

逆にいえば、哲学者や経済学者、あるいは法学者が、社会の矛盾を問わないならば、学問自身が存在価値すらないこととなります。法は民のために作られ、民のために変えていくことが必要です。

働く人が資本や会社の奴隷ではなく、市民として生きていく権利は、会社と公正・対等な労働契約を結び、日々の労働をすることから生まれます。これは一歩も譲れません。ユニオンはがんばるぞ。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を主眼の正社員化を。

ゆがんだ均等待遇をなくす差別。

ユニオンは労働法裁判に勝利を！